

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（案）について

平成24年9月

市民部男女共同参画課

1 趣 旨

川越市では、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）による社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正に伴い、これまで国が一律に定めていた社会福祉施設の一つである婦人保護施設の設備及び運営の基準について、省令に定める基準を参酌するなどして定めることとなりました。

これらの基準は「(仮称)川越市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準条例」及び「(仮称)川越市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準条例施行規則」として制定されることとなる予定です。

これまでの市の検討状況をまとめた基準（案）を公表し、市民の皆さまから御意見を募集するものです。

2 内 容

- (1) 社会福祉法第65条第1項の規定により、婦人保護施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉施設の運営について基準を定めるものです。
- (2) 上記基準を定めるに当たり、厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの、基準を標準として定めるもの、基準を参酌するものは次のとおりです。

【基準に係る省令】

- ・婦人保護施設の設備及び運営に関する基準
(平成14年厚生労働省令第49号)

【基準の類型別内容】

<従うべき基準>

- ・施設に配置する職員及びその員数
⇒ 省令 第8条、第9条
- ・施設に係る居室の床面積
⇒ 省令 第10条第3項第4号、第4項第1号イ
- ・施設の運営に関する事項であって、利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に関連するもの
⇒ 省令において該当なし

<標準>

- ・施設の利用定員
⇒ 省令において該当なし

<参酌すべき基準>

- ・上記以外の部分

(3) なお、「婦人保護施設の設備及び運営に関する基準」と異なる独自の基準(案)はありません。

3 施行予定日

平成25年4月1日

4 その他

「婦人保護施設の設備及び運営に関する基準」については、原則として条例において規定することを予定していますが、一部の内容について規則において規定する場合があります。